

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年9月26日（平成29年（独情）諮問第57号）

答申日：平成30年3月6日（平成29年度（独情）答申第68号）

事件名：特定会社の不納欠損決議書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定会社の不納欠損決議書及び同代表者特定個人とのやり取りを記録した書類一切（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年7月6日付け年機構発第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求人の情報公開請求と機構の不開示決定処分

（ア）審査請求人は機構に対して平成28年6月20日付で法人文書開示請求書（甲第1号証）を提出した。

（イ）これに対して機構は、平成28年7月4日付で法人文書不開示決定通知書（甲第2号証）を原告に通知した。

（ウ）そこで審査請求人は機構に対して、平成28年7月11日付で審査請求をした（甲第3号証）。

（エ）これに対して機構は、一部不開示の決定（以下「本件不開示決定処分」という。）をした。

###### イ 本件不開示決定処分の違法性

（ア）機構は、不開示部分は、法5条4号ハに規定される「徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある」ものに該当するものと主張している。

（イ）だが、機構の、この主張は、法5条4号ハから都合の悪い箇所を

切捨て、同条文を捻じ曲げて解釈したものである。

では、同条文は何と書いてあるかという点、つぎの通りである。

「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」  
(ウ) つまり同条文の「徴収」とは租税の徴収のことであって、機構の社会保険料の徴収のことではない。

同条文に「租税の賦課若しくは徴収」という規定があるのは、独立行政法人酒類総合研究所が対象法人になっているからであって(甲4第号証)、機構の徴収業務はまったく関係ない。

(エ) したがって、機構の徴収が法5条4号ハの「徴収」に該当しない以上、機構が同条文を理由に不開示決定を行うのは違法である。

なお、不開示理由は「財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり」を唯一の理由にしているのは機構の方である。

(オ) 機構は、法5条4号ハは、社会保険料の徴収にも類推適用されると主張するかもしれないが、類推適用は民法などの私法に適用されるものであり、行政法のような公法には適用されない。もっとも、公法は国民に有利な類推適用はなされているが、本件不開示決定処分等、国民に不利な類推適用はなされていない。

法5条4号ハの「租税の賦課若しくは徴収」には「国税徴収の例を含む」という条文が法にない限り、機構の主張は失当である。

ウ 「財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり」の対策等について

(ア) 法人文書不開示決定通知書(甲第2号証)をみると、不開示理由は「財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり」を唯一の理由にしているのは機構の方であることが分かる。

(イ) それについて審査請求人は、審査請求書(甲第3号証)で「財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり」というのであれば、該当箇所だけを不開示にして、それ以外を開示すれば良い旨主張した。

(ウ) それに対して機構は、審査庁に提出した理由説明書(甲第5号証)の「3見解」の(2)で「手順や調査の対象については、何を契機としてどのような財産の調査を行うかなどが知られることにより(以下略)」と主張している。

(エ) だが、このような主張は、法人文書不開示決定通知書(甲第2号証)のどこにも記載されていない。

機構の、この主張は審査請求人に審査請求を起こされて、後からもっともらしいこと慌てて付け加えたものである。

(オ) 機構の、「手順や調査の対象については、何を契機としてどのような財産の調査を行うか」という主張についてだが、国税徴収法で

は、社会保険料を滞納した場合、督促状を送達し、督促状の指定期限までに納付がないときは、直ちに差押ができる。

督促状には、その旨の警告文の記載がある。

(カ) すなわち、「手順や調査の対象については、何を契機としてどのような財産の調査を行うか」の「契機」とは、督促状の指定期限までに納付がないときであり、これは国税徴収法を見れば誰でも知ることができる。

したがって、「財産の隠ぺい工作」等が行われる可能性があるのは、督促状を送達し、それが滞納者に到達した時点である。

(キ) なお、滞納者が「財産の隠ぺい工作等」をするおそれがある場合、国税通則法 38 条 1 項 5 号の規定により、「繰上徴収」という手続によって、納付期限を繰り上げて、直ちに滞納処分ができる。

(ク) また、滞納者が「財産の隠ぺい工作等」を行った場合、国税徴収法 187 条の規定により、刑罰が科せられる。

財産調査について、答弁せず、又は虚偽答弁をした場合、国税徴収法 188 条の規定により、刑罰が科せられる。

(ケ) すなわち、国税通則法と国税徴収法は、滞納者の「財産の隠ぺい工作等」については対策を設けている。したがって、滞納者の「財産の隠ぺい工作」等を理由にした本件不開示決定処分は失当である。

何度も言うが、「財産の隠ぺい工作」等を唯一の理由にして、本件不開示決定処分をしたと主張しているのは、機構の方である。

(コ) 本件は、行政不服審査である。行政不服審査では審査請求人が処分の違法性を証明するのではなく、機構が処分の適法性を証明する責任がある。

したがって、機構が本件不開示決定処分の適法性を証明できない以上、本件不開示決定処分は違法である。

## エ 求釈明

(ア) 滞納年月が不開示の具体的理由は何か（「財産の隠ぺい工作」とは関係ないのではないか）。

(イ) 滞納金額が不開示の具体的理由は何か（「財産の隠ぺい工作」とは関係ないのではないか）。

(ウ) 社会保険料を滞納している理由が不開示の具体的理由は何か（「財産の隠ぺい工作」とは関係ないのではないか）。

(エ) 社会保険料を不納欠損にした理由が不開示の具体的理由は何か（「財産の隠ぺい工作」とは関係ないのではないか）。

(オ) 事業実態調書が不開示の具体的理由は何か（「財産の隠ぺい工作」とは関係ないのではないか）。

(カ) 清算状況調査書が不開示の具体的理由は何か（「財産の隠ぺい工

- 作」とは関係ないのではないか)。
- (キ) 生活状況調査書が不開示の具体的理由は何か(「財産の隠ぺい工作」とは関係ないのではないか)。
- (ク) 所在搜索調書が不開示の具体的理由は何か(「財産の隠ぺい工作」とは関係ないのではないか)。

#### オ 結語

よって、審査請求を提起する。審査庁には法律と証拠に基づいた答申をされたい。

なお、何度も言うが、不開示の具体的理由は「財産の隠ぺい工作」を唯一の理由にしているのは、機構であり、それ以外の不開示理由は一切存在しないことを、審査庁は認識されたい。

そして、機構の徴収は、法で規定された「租税の徴収」ではないため、「財産の隠ぺい工作」を理由とした不開示は失当であることも認識されたい。

#### 証拠方法

- 甲第1号証 法人文書開示請求書  
甲第2号証 法人文書不開示決定通知書  
甲第3号証 平成28年7月11日付審査請求書  
甲第4号証 新・情報公開法の逐条解説198ページ～199ページ  
甲第5号証 機構作成の理由説明書

#### 添付書類

- 1 甲号証写し各1通

(資料は省略)

#### (2) 意見書(平成29年10月16日)

##### ア 審査請求書の訂正申し立て

審査請求書(上記(1)。以下同じ。)のア(イ)記載の「原告」という表記を「審査請求人」に訂正する。

これは誤記によるものである。

##### イ 不可変更力について

(ア) 行政法学上、不可変更力とは、行政行為をなした行政庁自身も、もはや当該行為を取り消し、または変更することができなくなる効力のことで、「実質的確定力」とも呼ばれている。

行政庁自身が自分で行った行政行為の内容をいつまでも自由に変更できるようなものでは、国民からしたらたまったものではない。

そこで、審査請求など一定の手続きを経た行政行為については、もはや変更できないことにしている。

(イ) 諮問庁の理由説明書(下記第3の1。以下同じ。)をみると、今回の審査請求の内容にはほとんど答えず、前回の審査請求の審査会

の答申を持ち出して、今回の不開示決定は正当だと主張している。

これは、諮問庁が不可変更力を主張しているものと思われる。

(ウ) だが、不可変更力が成立するためには、新たな不開示決定に対して審査請求も訴訟の提起もなされず、不服申立て期間および出訴期間が経過していることが必要である。

今回の一部不開示決定に対しては、審査請求が不服申立て期間内に申し立てられており、未だ不可変更力は成立していない。

(エ) 今回の審査請求では新たな主張がなされ、新たな証拠（甲第4号証）が提出されている。未だ不可変更力が成立していない以上、今回の審査請求は前回の審査請求に対する審査会の答申に拘束されない。

したがって、諮問庁は審査請求人の主張に対して誠実に回答すべきである。

(オ) なお、審査会の公正を担保するため、本件審査請求は、前回の審査請求の委員とは別の委員で審理することを希望する。

ウ 保険料を納付しなかったときの罰則について

(ア) 今回の諮問庁の理由説明書を見ると、今回も「財産の隠ぺい工作」を不開示理由にしている。

(イ) 財産の隠ぺい工作の対策については、すでに審査請求書で述べているのだが、これだけでは足りないのだろうか。

(ウ) 財産の隠ぺい工作をしなくても、督促状の指定期限までに滞納保険料を納付しないときは、厚生年金保険法102条1項4号および健康保険法208条3号の規定により刑罰が科せられる。

(エ) したがって、財産の隠ぺい工作をするかもしれない、社会保険料を滞納した事業主に対しては、刑事告発をちらつかせながら、保険料の納付を迫れば良い。財産の隠ぺい工作をしても、社会保険料を納付するのであれば、何ら問題ではない。

なお、審査請求人の記憶では、社会保険料を3か月滞納した事業主に対しては、刑事告発しるとの旧社会保険庁の通達があったはずである。

エ 不開示理由の欺瞞について

(ア) 諮問庁は財産の隠ぺい工作を理由に今回一部不開示決定をした。

(イ) しかし、審査請求人が別の形で特定会社の社会保険料納付記録の情報開示請求をしたところ、金額以外の情報が公開された（甲第6号証）。

(ウ) 公開された情報は、財産の隠ぺい工作を理由に不開示とされたものである。これは本件の一部不開示になった情報は、財産の隠ぺい工作とは関係ないことを諮問庁が自白したものである。

(エ) なお、公開された情報では、社会保険料を納付したことがある記録はあるが、滞納処分をした記録はまったくない。これは滞納処分をしていない証拠である。

したがって、不納欠損決議書の公開は「滞納処分の手法、手順等が知られる」という諮問庁の主張自体失当である。

オ 親族の衆議院議員選挙の立候補について

特定個人の親族である特定都道府県議会議員は、特定年の衆議院議員選挙に特定都道府県特定選挙区から立候補している。

したがって、本件開示請求は、きわめて公共性が高いものである。

カ 結語

審査請求書でも主張しているとおり、諮問庁の徴収は、法5条4号ハの「徴収」に該当しない。したがって、同条文を理由に不開示決定を行うのは違法であり、諮問庁の主張自体失当であることを審査会は認識されたい。

(資料は省略)

(3) 意見書(平成30年1月22日)

略称は従前の例による。

ア 序文

諮問庁の補充理由説明書(下記第3の2。以下同じ。)によると、主張したいことは次の通りと思われる。

(ア) 不開示部分には、債権・動産・不動産及び無体財産等の調査方法。滞納処分の手順が記載されていて、これを開示すると、その方法がバレる。

(イ) 代表者との折衝内容等が、開示するとバレる。

(ウ) 以上のことがバレると、財産の隠ぺい工作等が行われる。

これらについて、意見を述べる。

イ 財産の調査方法及び滞納処分の手順について

(ア) 財産の調査方法及び滞納処分の手順は、国税徴収法で法定されており、六法全書を見れば誰でも知ることができるものであり、また、地方税や社会保険料の徴収に従事する職員向けに、徴収事務に関する手引書が各種出版されていて、一般書店でも入手でき、ことさら隠すものではない。

もし、隠す必要があるとすれば、それは不開示部分に法律で定められた手順を逸脱したことが記載されているとしか考えられない。

これは法的保護に値しないものであり、不開示決定は違法である。

(イ) また、調査に係る回答事項については、これを開示したところで、直ちに財産の隠ぺい工作につながるものではない。何故なら、財産があるかないか、あるならそれは何かぐらいのことが記載されてい

ることに過ぎず、財産の隠ぺい工作というのは飛躍している。

#### ウ 代表者との折衝内容等について

- (ア) 代表者の特定個人は、特定市では行政対象暴力で有名なヤクザであり、かつて、汚土回収にからみ特定市長を脅迫して、違法な随意契約を結んだとして、特定警察署に詐欺と強要の罪で逮捕されたことがある。
- (イ) 特定個人は歴代の特定社会保険事務所長を脅迫して、長年に渡り、社会保険料の支払いを免れていた。
- (ウ) 特定個人の行為は明らかに職務強要罪（刑法 9 5 条 2 項）であり、歴代の特定社会保険事務所長および特定年金事務所長の行為は背任罪（刑法 2 4 7 条）である。
- (エ) これらのことがバレると、社会保険料の支払いを拒否する者が出てくる可能性があるが、しかし、これはヤクザを特別扱いした結果であり、国民の怒りは当然である。
- (オ) 財産の隠ぺい工作を理由にこれらの情報を不開示とするのは、犯罪を隠ぺいすることと同じである。  
したがって、これらの不正の情報は法的保護に値しない。

#### エ 財産の隠ぺい工作について

- (ア) 財産の隠ぺい工作の可能性のあるのは、国税債権・地方税債権の滞納処分、および私債権の強制執行についてもありうるもので、機構の滞納処分に特有の問題ではない。
- (イ) なお、機構の徴収職員には「搜索権」が与えられており、物理的強制力をもって隠ぺいされた財産を発見する権限がある。また、罰則付きの質問調査権もある。  
これらの権限を使うことなく、情報公開で不開示とするのは単なる職務怠慢である。また、財産の隠ぺい工作防止は、情報公開の不開示決定で対処する問題ではない。

したがって、「財産の隠ぺい工作」を理由にした不開示決定は失当である。

#### オ 法 5 条 4 号ハについて

- (ア) 審査請求人は、法 5 条 4 号ハの「徴収」とは、独立行政法人酒類総合研究所の「租税の徴収」であって、機構の「社会保険料の徴収」ではない旨の証拠（甲第 4 号証）を提出した。
- (イ) これに対して機構は何ら反論せず、法 5 条 4 号ハを理由に不開示にしたと繰り返しているだけである。  
反論できないから、馬鹿の一つ覚えみたいに繰り返しているのはあきらかである。
- (ウ) これは、機構の徴収は、法 5 条 4 号ハの「徴収」ではないことを、

機構が自白したものである。

カ 特定会社に対する不明瞭な社会保険の適用について

(ア) 特定会社は、特定年月日 a に株式会社としては解散している（甲第 7 号証）。

(イ) しかし、特定会社の社会保険の適用が喪失されたのは、特定年月日 b である（甲第 8 号証）。

(ウ) すなわち、特定年月日 a から特定年月日 b の間、存在しない株式会社に株式会社として社会保険を適用しているのである。

(エ) 特定会社という事業所がもはや存在しない以上、株式会社として財産を保有している事実はない。

したがって、隠ぺいする財産がない以上、財産の隠ぺい工作を理由にした不開示決定は、失当である。

キ 求釈明

特定年月日 a から特定年月日 b の間、もはや存在しない特定会社に、株式会社として社会保険を適用している理由および法的根拠を明らかにせよ。

ク 結語

よって、速やかに情報開示がなされるべきである。

(資料は省略)

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 概要

機構が行った、法に基づく開示請求に対する決定に対し、機構あてに不服申立てがなされたことから、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行うもの。

##### (2) 経過

ア 開示請求（平成 28 年 6 月 20 日）

機構に対して、次の開示請求がなされた。

「特定年金事務所が保有する特定会社の不納欠損決議書及び同代表者特定個人とのやり取りを記録した書類一切」

イ 上記アに対する処分（平成 28 年 7 月 4 日）

以下の理由により、不開示決定する。

理由：特定会社の不納欠損決議書及び同代表者とのやり取りを記録した書類一切については、機構が滞納事業所に対して財産差押え等の滞納処分を執行するために行う債権・動産・不動産及び無体財産等の調査方法及び調査に係る回答事項、さらには滞納処分の手順や代表者との折衝内容等が記載されている。

したがって、当該法人文書を開示することは、財産の隠ぺい



工作等が行われ易くなり、今後同種の滞納処分の執行に支障を及ぼすおそがれあり、法5条4号ハに規定される「徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの」に該当するものであるため、本件の開示請求については、不開示とする。

ウ 審査請求（平成28年7月13日）

機構の審査請求人に対する平成28年7月4日付け法人文書不開示決定（年機構発第12号）の処分を取り消すとの裁決を求める審査請求が行われる。

エ 裁決（平成29年7月6日）

本件審査請求に係る処分はこれを取り消し、改めて開示決定する。

理由：本件対象文書につき、公示送達書で明らかにされている特定会社の名称、文書の様式、決裁欄の職名、年金事務所の名称などは法5条4号ハに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、法5条4号ハに該当し、不開示とすることは妥当であるとの下記答申を得た。

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成28年9月16日（平成28年（独情）諮問第75号）

答申日：平成29年5月29日（平成29年度（独情）答申第8号事件名：特定会社の不納欠損決議書等の不開示決定に関する件）

オ 裁決に基づく処分の取消し（平成29年7月6日）

平成29年7月6日付けの裁決により、処分が取り消され、新たに開示決定（原処分）する。

ただし、機構における社会保険料滞納者への対応部分（公示送達書で明らかにされている特定会社の名称、文書の様式、決裁欄の職名、年金事務所の名称などを除く部分）については、不開示とする。

理由：本件対象の法人文書については、機構における社会保険料滞納者への対応に係る情報を含んでおり、当該部分が公にされた場合、機構の行う調査の内容、具体的な調査先の名称・業種、聴取内容などが明らかになり、一部の滞納者においては、財産隠ぺいを図ること等が考えられるため、当該部分は、法5条4号ハに該当し不開示とする。

カ 本件審査請求（平成29年7月12日）

機構の審査請求人に対する平成29年7月6日付け法人文書開示決定（年機構発第4号）の原処分を取り消すとの裁決を求める審査請

求が行われる。

### (3) 見解

#### ア 法5条4号ハの該当性について

財産調査の方法及び滞納処分の手順については国税徴収法に規定され、広く認識されているところであるが、滞納処分の実務においては、財産調査に関する事業主等への聴取、売掛金や銀行預金等の財産の所在や存否確認の聞き取り調査等を行い、その旨を本件対象文書に記載している。

これらの機密情報である本件対象文書を開示した場合、機構の行う調査の内容、具体的な調査先の名称・業種、聴取内容等が明らかになるため、今後同種の滞納処分を執行するにあたって、財産の隠ぺい等が行われ財産の把握が困難になる恐れが極めて高い。

以上のことから、法5条4号ハに規定する「徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものに該当することは明らかである。

このことについては、平成28年7月11日付けの審査請求書に対して、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、公示送達書で明らかにされている特定会社の名称、文書の様式、決裁欄の職名、年金事務所の名称などを除く部分は、法5条4号ハに該当すると認められるため、妥当であると判断されている（上記（2）エに掲げる答申の別表「本件対象文書のうち開示すべき部分」参照。）。

#### イ 不開示とした箇所について

本件対象文書における滞納年月、滞納保険料額、滞納理由、折衝内容及び各種調査を開示することにより、機構が行う財産調査の手法、手順、調査の対象及び内容が知られることとなり、今後同種の滞納者における滞納処分に影響を及ぼすこととなる。

特に、手順や調査の対象については、滞納月数や滞納保険料額等の滞納者の属性に対して、何を契機としてどのような財産の調査を行うかなどが知られることにより、滞納処分の手法、手順等が知られることにより、財産の隠ぺい等につながるおそれがあり、財産の把握が困難になること等が考えられるため、該当箇所については不開示としたものである。

このことについては、平成28年7月11日付けの審査請求書に対して、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、公示送達書で明らかにされている特定会社の名称、文書の様式、決裁欄の職名、年金事務所の名称などを除く部分は、法5条4号ハに該当すると認められるため、妥当であると判断されている（上記（2）エに

掲げる答申の別表「本件対象文書のうち開示すべき部分」参照。)

また、滞納金額（厚生年金保険料及び延滞金等）については、その情報を開示することにより、その当時の被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額が明らかになるおそれがあることから、法5条1号の「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

#### (4) 諮問

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

### 2 補充理由説明書

平成29年（独情）諮問第57号について、平成29年9月25日付けで行った理由説明を、以下のとおり補充します。

当該法人文書の不開示部分には、機構が滞納事業所に対して財産差し押え等の滞納処分を執行するために行う債権・動産・不動産及び無体財産等の調査方法及び調査に係る回答事項、さらには滞納処分の手順や代表者との折衝内容等が記載されている。

したがって、当該不開示部分を開示することは、財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり、今後同種の滞納処分の執行に支障を及ぼす恐れがあるため、法5条4号ハに該当するため、原処分で不開示とした。

なお、このことについては、保険料徴収業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であることから、不開示理由として法5条4号柱書にも該当するものであることを申し添える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年9月26日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年10月11日   | 審議                |
| ④ | 同月16日      | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年12月12日   | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ | 平成30年1月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑦ | 同月22日      | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑧ | 同年3月2日     | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求（平成28年6月20日付け）について、処分庁は、平成28年7月4日付け年機構発第12号により、本件対象文書の全部を

不開示とする決定（以下「前回処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、平成28年7月11日付けで審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行い、前回処分の取消しを求めた。

- (2) 前回審査請求を受けた諮問庁では、平成28年9月7日付け（同月16日受理）で当審査会に諮問を行い、当審査会は、平成29年5月29日付けで答申（平成29年度（独情）答申第8号。以下「前回答申」という。）を行った。前回答申においては、「本件対象文書につき、その全部を不開示とした決定については、一部を開示すべきである。」との判断が示された。
- (3) 諮問庁は、前回答申を受けて、平成29年7月6日付けで、前回処分を取り消し、改めて開示決定する旨の裁決を行い、同裁決に基づき、処分庁は、同日付けで本件対象文書の一部を開示するとともに、その余の部分を法5条4号ハに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。
- (4) これに対し、審査請求人は、平成29年7月10日付けで審査請求を行い、原処分を取り消し、不開示部分の開示を求めている。
- (5) 諮問庁は、本件対象文書の不開示部分について、適用条項に法5条1号及び4号柱書きを加え、同条1号並びに4号柱書き及びハに該当するとして、不開示とすることは妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表の3欄に掲げる部分について

ア 審査請求人は、当審査会への意見書（上記第2の2（2））のエ（イ）において、本件開示請求とは別の開示請求に対し、本件対象文書の不開示部分（別表の2欄に掲げる部分。以下同じ。）の一部と同じ情報が開示決定された（以下「別件開示決定」という。）旨を主張し、別件開示決定の開示実施文書の一部を、資料として当審査会に提出している。

イ そこで、当審査会において、諮問庁から別件開示決定に係る開示実施文書の全部の提示を受け、確認したところ、本件対象文書の不開示部分のうち、「不納欠損年月日」、「納付目的年月」、「調定種別」等別表の3欄に掲げる部分と同じ情報が開示されていた。

ウ 上記イについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

（ア）原処分（平成29年7月6日）後の平成29年7月10日に、機構に対し法3条の規定に基づき、「特定年金事務所が保有する特定会社の平成2年1月分から全喪年月までに係る社会保険料の収納状

況回答票一切」の開示請求があり、機構は、同年8月9日付け年機構発第2号により、保存期間満了により廃棄した分以外の、平成12年12月分から全喪年月分である平成22年12月分までの社会保険料の収納状況回答票である「債権記録リスト」について一部開示決定（別件開示決定）を行った。

(イ) 別件開示決定において本件対象文書の不開示部分の一部と同じ情報が開示されていることの理由は、以下のとおりである。

a 債権記録リストは、事業所の債権の管理状況を記録したものであり、滞納事業所との折衝内容及び滞納処分の内容を記載したものでないことから、別件開示決定において、個人の権利利益を害するおそれがある金額を除き開示したものである。

b 一方、本件対象文書である不納欠損決議書等は、不開示とすべき滞納事業所との折衝内容及び債権の記録状況と、その他の様々な情報が一体となったものであることから、不開示とすべき情報に該当する部分だけを容易に区分することができないため、情報公開・個人情報保護審査会において開示すべきとされた特定会社の名称、文書の様式、決裁欄の職名、特定年金事務所の名称などの部分のみ開示したものである。

エ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、別表の3欄に掲げる部分は、上記ウ(イ) bで説明されたような本件対象文書において容易に区分することができないものとは認められない。

オ また、別表の3欄に掲げる部分は、諮問庁が理由説明書において法5条1号に該当すると説明する「滞納金額（厚生年金保険料及び延滞金等）」以外の部分であり、さらに、これを公にしても、保険料徴収業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、同条4号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書において、本件対象文書の不開示部分を維持する理由について、以下の旨を説明する。

(ア) 財産調査の方法及び滞納処分の手順については国税徴収法に規定され、広く認識されているところであるが、滞納処分の実務においては、財産調査に関する事業主等への聴取、売掛金や銀行預金等の財産の所在や存否確認の聞き取り調査等を行い、その旨を本件対象文書に記載している。

本件対象文書の不開示部分を開示した場合、機構の行う調査の

内容，具体的な調査先の名称・業種，聴取内容等が明らかになるため，今後同種の滞納処分を執行するに当たって，財産の隠ぺい等が行われ財産の把握が困難になるおそれが極めて高い。

(イ) 以上のことから，本件対象文書の不開示部分は，法5条4号ハに規定する「徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものに該当する。

(ウ) また，本件対象文書の不開示部分は，機構が行う保険料徴収業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条4号柱書きに該当する。

(エ) さらに，本件対象文書の不開示部分のうち，滞納金額（厚生年金保険料及び延滞金等）については，その情報を開示することにより，その当時の被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額が明らかになるおそれがあることから，法5条1号の「個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 上記アの諮問庁の説明について，以下，検討する。

(ア) 本件対象文書の不開示部分のうち，別表の3欄に掲げる部分以外の部分については，機構における社会保険料滞納者への対応に係る情報であって，当該部分が公にされた場合，機構の行う調査の内容，具体的な調査先の名称・業種，聴取内容などが明らかになるため，一部の滞納者においては財産隠ぺいを図ることなどが考えられることから，機構が行う社会保険料徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（ウ）の諮問庁の説明は，否定できない。

(イ) したがって，本件対象文書の不開示部分のうち，別表の3欄に掲げる部分以外の部分は，法5条4号柱書きに該当し，同条1号及び4号ハについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条4号ハに該当するとして不開示とした決定について，諮問庁が，不開示とされた部分は同条1号並びに4号柱書き及びハに該当することから不開示とすべきとし

ていることについては、別表の3欄に掲げる部分以外の部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び4号ハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条1号並びに4号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 本件対象文書の不開示部分及び開示すべき部分

| 1 頁               | 2 不開示部分   | 3 開示すべき部分   |
|-------------------|---|---|
| 1 頁（表紙）           | 1 行目， 2 行目及び 5 行目<br>（「住所」欄）                      |   |
| 2 頁               | 様式及び特定会社名を除く部分                                    | 「①事業所整理記号」欄，<br>「②事業所番号」欄，「③<br>不納欠損年月日」欄，「④<br>原因（注1）」欄，「A 納<br>付目的年月」欄及び「B 調<br>定種別」欄                 |
| 3 頁ないし<br>1 5 頁   | 様式及び特定会社名を除く部分                                    |   |
| 1 6 頁及び<br>1 7 頁  | 様式及び特定会社名並びに特<br>定年金事務所名及び所長名を<br>除く部分            | 各頁の「年度」欄，「月<br>分」欄及び「納期限」欄  |
| 1 8 頁             | 様式及び特定会社名並びに欄<br>外の決裁欄の職名を除く部分                    |   |
| 1 9 頁             | 様式及び特定会社名を除く部分                                    | 「①事業所整理記号」欄，<br>「②事業所番号」欄，「③<br>区分」欄，「⑤執行停止<br>（取消）年月日」欄，「A<br>納付目的年月」欄，「B 調<br>定種別」欄及び「D 時効始<br>期年月日」欄 |
| 2 0 頁             | 様式， 特定会社名及び欄外の<br>決裁欄の職名並びに特定年金<br>事務所名及び所長名を除く部分 | 「年度」欄，「月分」欄及<br>び「納期限」欄   |
| 2 1 頁ないし<br>3 3 頁 | 様式及び特定会社名を除く部分                                    |   |
| 3 4 頁             | 様式及び特定会社名並びに特<br>定年金事務所名及び所長名を<br>除く部分            | 「整理記号」欄，「整理番<br>号」欄，「年度」欄，「月<br>分」欄及び「納期限」欄   |
| 3 5 頁             | 様式及び特定会社名並びに欄<br>外の決裁欄の職名を除く部分                    |   |
| 3 6 頁及び<br>3 7 頁  | 表題及び特定会社名を除く部分                                    |   |



|               |                                     |  |
|---------------|-------------------------------------|--|
| 38頁           | 様式及び特定会社名並びに欄外の決裁欄の職名を除く部分          | 「事業所記号」欄，「事業所番号」，「月分」欄，「指定期限」欄及び「督促状発送日」欄  |
| 39頁           | 印影                                  |  |
| 40頁           | なし                                  |  |
| 41頁           | 様式及び特定会社名並びに特定年金事務所名，所長名及び所長印影を除く部分 | 「整理記号」欄，「整理番号」欄，「年度」欄，「月分」欄及び「納期限」欄  |
| 42頁           | 様式及び特定会社名を除く部分                      | 「①事業所整理記号」欄，「②事業所番号」欄，「③不納欠損年月日」欄，「④原因（注1）」欄，「A納付目的年月」欄及び「B調定種別」欄  |
| 43頁ないし<br>47頁 | 様式を除く部分                             | 「A納付目的年月」欄及び「B調定種別」欄   |
| 48頁ないし<br>61頁 | 様式及び特定会社名を除く部分                      | 各頁の「事業所整理記号」欄及び「事業所番号」欄<br>49頁の「納付期限指定期限」欄の全て<br>50頁の「納付期限指定期限」欄のうち，3月分ないし12月分<br>51頁ないし60頁の「納付期限指定期限」欄の全て<br>61頁の「納付期限指定期限」欄のうち，3月分ないし12月分<br>49頁ないし61頁の各頁の標題「平成○年度滞納処分票」の年度を表す数字 |
| 62頁ないし<br>最終頁 | 様式を除く部分                             |  |